**事故発生時の報告（原則として電子メールで報告）**

　　事故が発生したときには、次のとおり報告を行うものとします。

　　事業者が行う報告

　　　①　事業者は、応急措置後、速やかに、**事故報告書（第１報）（様式１）**を当該保険者へ電子メールで提出する。保険者が存在しない事故の場合は、当該事業所所在市町へ提出するものとする。

　　　②　事業者は、第１報を送付後、状況の変化等必要に応じて、**事故報告書（第　報）（様式１）**を当該保険者へ電子メールで提出する。

　　　③　事業者は、その後の事故に対する対応状況、経過等について、１か月程度を目途に顛末を**事故報告書（最終報告）（様式１）**により、当該保険者へ電子メールで提出する。

　　提出先：鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

　　アドレス：skkaigo@mecha.ne.jp

 件名：【事故報告書】と記載し施設名を必ず記載して送付してください。